

京都大学	博士 (法 学)	氏名	片 桐 直 人
論文題目	憲法と中央銀行 －通貨制度を憲法秩序はどのように受け止めるべきか－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、欧州中央銀行を含む諸外国の中央銀行に関する法制度及びその機能を多角的に考察し、それを通じて、日本における中央銀行たる日本銀行の法的地位について、憲法学の立場から詳細な検討を試みたものである。</p> <p>第1部では、日本銀行の独立性や通貨・中央銀行制度に関して従来論じられてきた問題の所在と構造を、2つの観点から概観している。すなわち、日本銀行の独立性と憲法第65条を巡る論点を概観する第1章では、日本銀行に過度の独立性を与えるのは「行政権は、内閣に属する」とする憲法第65条に反するのではないかという、従来しばしば議論されてきた問題について、これを①行政控除説に立って独立行政委員会と同様に考える説、②限定的行政控除説に基づいて、金融政策は行政の中心をなすものではないと解した上で高度の立法裁量が認められるとする説、③政府の指揮監督は必要ではないとする説などに分類して検討を加え、これらの議論の対立は、(1)通貨高権（通貨主権・貨幣高権）とは何かの意義、及び(2)通貨に関する事項は常に行政権と把握しうるかの2点にあるとして、各説に詳細な検討を加えている。</p> <p>この問題を整理するために、第2章「通貨・中央銀行制度と通貨・中央銀行法」では、「通貨法」の体系的構造が概観される。通貨法の規律事項は、①通貨の計算単位、品位、量目など通貨の定義に関する事項、②通貨の法的機能に関する事項、③通貨・貨幣の製造発行方法に関する事項、④通貨制度制定権のあり方に関する事項に大別されるが、これらの規律事項は体系的な連関のうちに存在し、その法源についても憲法典や民法典、刑法典など様々である上に、さらに通貨法は、「通貨制度」とも密接な関係を有しており、通貨制度の変遷にあわせて、通貨法もまた変遷するものであるから、日本国憲法下における中央銀行のあり方を考える際にも、このような通貨法の体系的構造において理解されるべきであるとして、第2部以下の検討の枠組みを示す。</p> <p>第2部「通貨高権概念と通貨制度制定権の立憲的制約」では、通貨に関する国家の権限を巡る問題が比較法的に検討され、とくに、通貨法の体系的構造のうち、もっとも基本的な「通貨と国家との関係」を巡る問題が考察される。まず、通貨高権概念を検討する第3章では、クナップの「貨幣国定学説」を手掛りとして、主としてドイツにおける通貨高権概念が考察され、国家は本性的に通貨制度を制定する権力そのもの（通貨制度制定権）を有することが確認される。そして、ここにいう通貨制度制定権には、通貨単位と通貨の形状などの指</p>			

定のほかに、通貨の価値の規律、通貨の製造・発行方法の指定、発行益の帰属の方法の決定などが含まれるが、通貨製造権などは本質的には含まれないと結論づけた上で、貨幣は社会的にも成立しうるとして国定学説を批判するヌスパウムの「貨幣社会説」にも検討を加え、たしかに、国家が貨幣だと認定したものと社会によって成立したものとが乖離する可能性があるとする批判にも鑑みれば、国家の通貨制度制定権に法の網をかぶせ、統御可能性と予見可能性を高めることが、立憲主義の課題であると主張する。

かかる立憲的統制について考察する第4章「通貨制度制定権とその立憲的制約」は、現代の管理通貨制度の下では、本位貨幣の品位や重量などは法律によって定められるべきものとされてきた金本位制の時代とは異なる統制手法が要請されることになるとして、この点に関するドイツの憲法学説を検討し、物価の安定義務が主観的権利として保障されるという学説や、これを客観法原則として承認する学説等を検討した上で、かかる議論において、中央銀行制度もこうした問題との関連で把握されるべきだと考えられている点が重要だとする。

第5章「中央銀行法の位相」は、中央銀行制度はどうして通貨の安定に資するのか、通貨の安定に資する中央銀行法とはどのようなものかを確認する。そもそも中央銀行制度は、現在では通貨価値の安定のために設けられた制度であり、そのためには通常の政治的決定過程からの独立が必要であるとしつつ、中央銀行法制のあり方について、目的規定、組織規定、アカウントビリティなどの問題点を検討した上で、特に目的規定については、中央銀行の行う作用を規律する一方で、組織のあり方やアカウントビリティのあり方にも深く関係することを指摘する。

以上の考察を踏まえて、日本における通貨秩序を憲法の中に位置づけることを試みる第3部「我が国における通貨秩序と憲法」は、日本における通貨法制を明治維新时期にまで遡って検討した上で、通貨制度制定権を憲法解釈論としていかに根拠づけうるかを検討する。第6章「明治維新政府による貨幣制度整備」では、貨幣鑄造の大部分が契約により外国人に委ねられていた事実も踏まえながら、法理論的には、通貨製造まで含めた通貨に関するあらゆる権限が国家に帰属しなければならないわけではなく、通貨単位貨幣発行法第4条の規定もこの趣旨で理解されるべきであると結論する。これに続く第7章「明治憲法と通貨法律主義」では、明治憲法成立時において、貨幣制度の制定は、明文の規定はないものの、基本的には法律事項と考えられており、通貨制度制定権が議会の権限とされてきた点が確認される。

第8章「日本国憲法下と通貨制度制定権」では、日本国憲法体制において、通貨法律主義が妥当するかが検討され、日本国憲法下においても、通貨制度制定権は国家に帰属し、この権限は憲法第83条によって国会に配分されているとした上で、その趣旨は、通貨の安定の確保にあり、通貨価値の安定は、政府の裁量のみならず、国会の立法裁量をも統制する憲法的枠組みとして機能するものであって、中央銀行の独立性も、かかる「通貨価値の安定」に資する限りで許容されるものだと結論する。そしてこの点から、現行の日本銀行法第2条に

いう理念規定を検討し、同条には複数の目標が並列的に規定されていると解する余地があり、この目的規定の曖昧さは、日本銀行と政府との関係についても影響を及ぼすものであり立法的な手当が望ましいと主張する。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、「中央銀行の独立性」という問題を憲法解釈論の射程の中で議論しようとするものである。この問題は、実務的な関心がきわめて高く、かつ欧米諸国では研究が進みつつある領域であるが、わが憲法学では本格的に検討する作業は皆無に等しく、その意味で本論文はきわめて意欲的かつ独創性に富んだ試みと言える。

欧米諸国では、中央銀行を憲法典の明文の規律事項としている例も少なく、とくに1999年の欧州通貨統合以後、中央銀行と憲法との関係が議論されることも多い。これに対してわが国では従来、日本銀行の独立性に関連して、わずかに憲法第65条との関係で、独立行政委員会と同様の視点から問題が指摘されるにとどまってきた。とくに、日本国憲法には明文の規定が存在しないこともあって、中央銀行に関する事項を憲法の規律対象としうる可能性については、全く考慮されてこなかった。

本論文の第一の特徴は、かかる問題意識から、日本国憲法もまた、狭義の財政作用のみならず、通貨に関する事項をも規律対象としている（通貨法律主義）との認識に基づいてその構造を明らかにするとともに、日本銀行の独立性についてもその射程の中で取り扱うことに、ある程度成功しているところにある。その際、ドイツの憲法学説や通貨に関する法（通貨法）に関する学説を詳細に紹介・検討しているが、ドイツの憲法学説や民法学説の紹介は多くあるものの、通貨法という観点からこれを扱ったものは皆無に等しいだけに、この点でも本論文には高い価値が認められる。第三に、本論文は、内外の数多くの文献を渉猟しての歴史的な分析を通じて、通貨が法律事項とされることの意義やそこに含まれる問題点を、憲法学の射程において説得的に議論するという手堅い手法を採っており、この点も評価に値する。

もちろん本論文は、この問題の基礎的な分析にとどまっておらず、中央銀行に関わる法制度を憲法学的に十分に分析し尽くしている点までは言い難い点もある。例えば、その根拠となる憲法第83条の解釈論についても、また、比較の素材とされたドイツ法の知見がわが国の解釈論にとって齎す示唆についても、まだ論証が不十分であるなど、いくつかの難点や今後への課題を指摘しうる。

とはいえ、本論文が、日本国憲法と中央銀行との関係の考察を通じて、通貨制度について憲法学が取り扱う可能性を切り拓いた点は高く評価されるべきである。そもそも本論文が通貨制度に着目したのは、主権論や財政立憲主義、一般経済秩序と憲法との関係といった、憲法学におけるより大きな課題の考察に大きく関わるがゆえであり、本論文は、かかる課題を考察するための新たな視点を積極的に提示しえたものとして高く評価できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも

のと認められる。

なお、平成22年2月19日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。